重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが業務の客観的な成果の評価に時間を要すること等の理由により困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～50年
構築物	1～42年
機械装置	1～17年
車両運搬具	1～6年
工具器具備品	1～18年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

3．賞与支給に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与支給に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、独立行政法人会計基準第88に基づき計算された賞与支給に係る引当金の当期見積額を計上しております。

4．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（追加情報）

当機構の厚生年金基金の代行部分について、平成26年3月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は7,782,865,334円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当年度末に行われたと仮定して「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成11年9月14日）第46項を適用した場合に生じる利益の見込額は12,433,914,110円でありますが、上記のとおり退職給付に係る引当金を計上していないことから、これによる財務諸表への影響はありません。

5．引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については延滞債権等への移行率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　貯蔵品

先入先出法による低価法を採用しております。

⑵　未成受託業務支出金

個別法による低価法を採用しております。

8．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成26年3月末利回りを参考に0.640％で計算しております。

10．リース取引の処理方法

リース料総額が3百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3百万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

11．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1．運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額

31,707,577,610円

⑴　退職給付債務及びその内訳　（単位：円）

	平成25年度末
⑴　退職給付債務	△ 45,712,538,943
⑵　年金資産	14,004,961,333
⑶　未積立退職給付債務⑴＋⑵	△ 31,707,577,610
⑷　未認識数理計算上の差異	0
⑸　未認識過去勤務債務（債務の減額）	0
⑹　貸借対照表計上額純額⑶＋⑷＋⑸	△ 31,707,577,610
⑺　前払年金費用	0
⑻　退職給付引当金⑹－⑺	△ 31,707,577,610

㈱　当機構の厚生年金基金の代行部分について、平成26年3月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

当年度末現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は7,782,865,334円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払いが当年度末に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（会計制度委員会報告第13号　平成11年9月14日）第44－2項を適用した場合に生じる行政サービス実施コスト計算書における控除見込額は12,433,914,110円であります。